

# 豊中市建設工事監督要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、豊中市が発注する建設工事請負契約の監督事務の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）、豊中市建設工事請負契約約款その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 総務部契約検査課において契約を締結する工事をいう。
- (2) 監督職員 豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第113条の規定による監督職員をいう。

## (監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を任命したときは、受注者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。ただし、軽易な工事及び緊急工事についてはこの限りでない。

2 発注者は、1工事につき2人以上の監督職員を任命し、監督事務を分担させるときにあつては、その分担させる内容を定め、受注者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、建設工事請負契約書、同約款及び設計図書等に基づき、立会い、指示その他の方法によって監督するものとする。

## (準用)

第4条 第3条の規定は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督を行わせる場合について準用する。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、監督の実施に必要な事項がある場合は、工事を主管する部課で別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。

契約番号：  
令和 年（ 年） 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

豊中市長 長内 繁樹  
(公印省略)

## 監督職員（変更）通知書

令和 年 月 日 付けをもって締結した下記工事について、建設工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき、監督職員を通知します。

工事名

工事場所

記

監督職員	所属部課等 職氏名 担当業務
	所属部課等 職氏名 担当業務
	所属部課等 職氏名 担当業務